

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます。

令和3年
4月1日
より

※一部経過措置があります(令和4年4月1日施行)

令和3年4月1日より、溶接ヒュームが特定化学物質(第2類物質)に加わります。金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場では、空气中的溶接ヒューム濃度の測定結果に応じた有効な呼吸用保護具の選定が義務付けられます。

(令和4年4月1日より)

規制の内容	施行日・経過措置											
	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
呼吸用保護具の使用等	●現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。 ●令和4年4月1日以降は、特化則に基づき、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づいて呼吸用保護具を選択し、使用しなければなりません。											呼吸用保護具の 選択使用(4/1~)
特定化学物質 作業主任者の専任												選任義務 (4/1~)
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置												実施義務(4/1~)

呼吸用保護具の使用等

測定で得られた 要求防護係数	10 未満	14 未満	33 未満	50 未満	300 未満	1000 未満
溶接ヒューム濃度 (マンガンとして)	マンガンとして 0.2mg/m ³ 以上 0.5mg/m ³ 未満	マンガンとして 0.5mg/m ³ 以上 0.7mg/m ³ 未満	マンガンとして 0.7mg/m ³ 以上 1.65mg/m ³ 未満	マンガンとして 1.65mg/m ³ 以上 2.5mg/m ³ 未満	マンガンとして 2.5mg/m ³ 以上 15mg/m ³ 未満	マンガンとして 15mg/m ³ 以上 50mg/m ³ 未満

選択可能な
呼吸用保護具の種類

電動ファン付き
呼吸用保護具

溶接面との相性がよく
下方視野も抜群



379-153 3 PL1 A級 14

■マイティミクロンフィルター
379-1532 3

面体部が軽いバッテリー
セパレートタイプ



379-30 3 PL3 S級 300

■交換用フィルタBRD-7型
379-301 3

■フィットテスター BL-A型
379-302 3

大風量形コードレスPAPR
軽量モデル



379-152 3 PL3 S級 300

■交換用フィルタBRD-82型
379-1511 3

■フィットテスター P型
379-1512 3

視野が広い全面アイピース
スピーカー内蔵



379-151A 3 PL3 S級 1000

■交換用フィルタBRD-82型
379-1511 3

■フィットテスター P型
379-1512 3

選択可能な
呼吸用保護具の種類

防じんマスク

溶接面との相性のよい
モデル



379-121A RL2 10

■マイティミクロンフィルター
379-1211

安全性の高い全面形面体



379-31A 3 RL3 50

■交換用フィルタRD-6型
379-311A 3

■フィットテスター V型
379-312A 3

「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等」(令和2年7月31日厚生労働省告示第286号)で示される呼吸用保護具の指定防護係数を基に製品例を掲載



■その他必要な措置

立入禁止措置(特化則第24条)

関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。



令和3年
4月1日
より

802-021A
サイズ: 450×300×1.2mm厚
材質: エコユニボード(穴4スミ)

802-022A
サイズ: 450×300mm
材質: PP合成紙ステッカー

関係者以外
立入禁止
DO NOT ENTER
AUTHORIZED PERSONS ONLY

■その他必要な措置

喫煙または飲食の禁止(特化則第38条の2)

対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。



令和3年
4月1日
より

802-271A
サイズ: 450×300×1.2mm厚
材質: エコユニボード(穴4スミ)

802-272A
サイズ: 450×300mm
材質: PP合成紙ステッカー

作業場内での
喫煙・飲食
禁止
NO SMOKING, FOOD OR
BEVERAGES IN WORKPLACE

■特定化学物質作業主任者の選任

作業主任者の氏名等の周知(安衛則第18条)

作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる職務事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により周知すること。

特定化学物質
作業主任者の職務

- 作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを受容しないよう、作業の方法を決定し、労働者を指導すること。
- 精神状態異常、フラッシュ、熱傷、皮膚炎、粉じん吸入、眼炎、呼吸器障害、皮膚病、皮膚腫瘍その他の健康被害が疑われる場合、作業を中止し、労働者を適切な医療機関に搬送すること。
- 保護具の劣損や交換等を行うこと。
- タスクの開始前において呼吸器検査装置に労働者が従事するときは、第三十八条の八において使用する呼吸器検査を行う(衛生法、労働安全衛生法)に定める手順が履行されていることを確認すること。

作業主任者
氏名

令和4年
4月1日
より

356-17C
サイズ: 500×400×1mm厚
材質: エコユニボード(穴4スミ)